

企業誘致 WEB リーフレット企画制作業務
公募型プロポーザル 実施要領

神戸市企画調整局医療・新産業本部新産業部企業立地課

1. 業務の概要

(1) 委託業務名

企業誘致 WEB リーフレット企画制作業務

(2) 業務の内容

別紙 仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 契約上限額

金 330,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 契約の概要

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

3. 事業者選定スケジュール

(1) 公募要領等の交付開始：令和2年11月19日(木)

(2) 質問期限：令和2年11月26日(木)17時まで

(3) 質問への回答：令和2年12月3日(木)（予定）

(4) 企画提案書等の提出期限：令和3年1月8日(金)17時まで

(5) 受託候補者の決定・契約締結：令和3年1月中旬（予定）

4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること
- (4) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (7) 本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること
- (8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること
- (9) 本社所在地または支店・出張所等が神戸市内にあること

5. 企画提案の手続き

(1) 提出期限・提出先

令和 3 年 1 月 8 日（金）17 時必着

※持参の場合は、平日の 9 時から 17 時の間（12 時から 13 時を除く）とする。

《提出先》

〒650-8570（住所不要）

神戸市企画調整局 医療・新産業本部 企業立地課 営業開発グループ

持参の場合は、神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所 1 号館 23 階企業立地課へお越しください。

(E メール) : corp_re@office.city.kobe.lg.jp

(2) 提出書類 様式・サイズ等

- ① 参加申請書（様式 1 号）
- ② 会社概要・団体概要（様式任意）
- ③ 見積書：A4 サイズ
- ④ 企画提案書：A4 もしくは A3・A4 見開サイズ
- ⑤ 提案書記載項目対応表（様式 2 号）
- ⑥ その他補足資料：A4 もしくは A3・A4 見開サイズ

※上記①～⑥については、PDF ファイルで上記（1）の提出先へ E メールで送付すること。

あわせて、上記①については原本を 1 部、上記②～⑥については、紙媒体で 8 部用意し、上記（1）の提出先へ郵送もしくは持参にて提出すること。

(3) 作成要領

様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。

ア 企画案のテーマ、コンセプト及びその説明（全体のテイストが分かるようにしてください）

イ ページレイアウト、デザイン案及びその説明（すべてのページ）

※デザイン（実際の WEB リーフレットイメージとなるもの）・掲載内容案を提出すること。

※ただし、下記コンテンツは必ずページ内に掲載することとし、含めて提案すること（数値や

内容は仮のもので構わない)

- 神戸市の地図
- アクセス、都市間の移動時間
- 他都市との賃料比較
- 補助制度（神戸市オフィス賃料等補助）
- 神戸市の基本データ（人口など）
- 学生数など雇用に関する情報
- くらしやすさ

ウ 事業の実施体制（チーム構成等） ※チーム構成には、リーダーの経歴等プロフィールを記載すること

エ 作成までのスケジュール

オ 事業費の見積（提案金額や項目ごとの内訳を詳細に明示すること。）

カ 過去の類似業務の受託実績

キ その他、審査基準において定める各評価の観点への対応

ク その他提案（活用方法、印刷時の紙質などの媒体提案など）

6. 質問及び回答について

(1) 質問事項のある場合は E メールにより、下記のとおり送付すること。（電話・Fax による受付は行わない。）

なお、Eメールのタイトルは必ず「企業誘致 WEB リーフレット制作に関する質問」とすること。

(2) 質問は E メールにて回答し、必要に応じて、下記のホームページにおいて公開する。

神戸市企業進出総合サイト KOBE BUSINESS WIND (<https://kobe-investment.jp/>)

回答予定：令和2年12月3日（木）

7. 選定方法・結果の通知・契約

(1) 提出書類に関して必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(2) 企画提案の選定にあたっては、市の職員からなる企画提案選定会において、企画提案書に基づく審査により、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。なお、ただし、評価点の合計が 5 割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が 1 者であっても同様の扱いとする。

(3) 企画提案選定会の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定する。

ア 評価項目のうち「デザイン」の合計点数が最も高いもの

イ アが同点の場合は、評価項目のうち「提案内容・構成」の合計点数が最も高いもの

以下、他の評価項目について評価基準表の順により同様に決定する。

(4) 委託予定事業者が辞退した、またはこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した時は、企画提案選定会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(5) 委託予定事業者とは契約締結前に契約内容等協議を行うこととする。提案書の趣旨を逸脱しない

範囲内での内容の変更を行うことがある。

8. 選定結果の通知

令和3年1月に、応募書類の提出者全員にEメール及び郵送にて結果を通知予定。

9. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書が以下の条件のいずれかに該当する場合は、本公募に参加できないものとする。
 - ア 提出期限を過ぎてから提出されたもの
 - イ 提出物に不足があるもの
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
 - エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 提出後の記載内容の変更や複数の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

《 審査項目・基準 》

審査項目	審査基準	配点
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸のビジネス環境や神戸のまちの魅力を感じさせるデザインとなっているか ・データや図形、イラスト、写真等が有効に使われた紙面構成に応じた最適な表現であり、ノベルティなどに活用しやすいデザインとなっているか ・インパクトがあり、神戸を印象付けることができるもので、かつビジネスシーンの利用において適切なデザインであるか 	40
提案内容・構成	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的やコンセプトを正しく理解した提案となっているか ・不特定多数の企業等に対し、読みやすく、説明者がいなくても理解できるものとなっているか ・伝えたい要素やイメージが適切に組み込まれた構成となっているか 	30
応募者の受託適性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と類似業務を受託または自ら実施したことがあるなど、本業務を完遂させることが見込めるか ・実施体制は適切か（編集者、デザイナー（アートディレクター）、広報・PR等について専門的な知見と経験を備えている者などをチームに含んでいるか） ・連絡体制など業務を行う体制は明確にされているか 	20
実効性	業務内容のスケジュールが具体的で合理的なものであるか	5
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額の安さを評価する 	5
計		100 点